

1 委託業務の名称

令和6年度山形県DX推進計画策定支援事業

2 委託期間

委託業務契約締結の日から令和7年2月7日まで

3 目的

県内産業のデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）実現による高付加価値化及び新たなサービス等を創出するため、県内の製造業企業及び観光事業者（以下、「県内製造業企業等」という。）におけるDXの普及啓発を図り、県内製造業企業等のDX実現及び県内産業の持続的発展に資することを目的に実施するもの。

4 委託業務の内容

（1）DX推進セミナー等の開催及び事業説明

イ DX推進セミナー及び※DX推進計画策定に係る研修会の開催

※県内製造業企業等によるDX推進のための事業化計画

①DX推進セミナーの開催

DXの普及啓発を図るため、DX推進セミナーを開催すること。

- ・開催回数 1回以上
- ・参加規模 20社程度

※開催時期及び開催場所については、別途協議すること。

②DX推進計画策定に係る研修会の開催

DX推進計画策定についての理解を深めるため、個別に研修会を開催すること。

- ・開催回数 3回以上
- ・参加規模 4社程度（1回あたり）

※開催時期及び開催場所については、別途協議すること。

ロ 各種イベントにおける事業説明

イに掲げるDX推進セミナー及び研修会、山形県DX推進ラボが主催するDXに関するセミナーその他のDXに関するイベントにおいて、（2）から（4）までに掲げる業務を行う旨、参加企業に説明すること。

（2）県内製造業企業等に対するDXレベル診断の促進及びアドバイザリの実施

県内製造業企業等に対し、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）において公開しているDX推進指標又はこれに準じた独自の指標を用いた自己診断の実施を促すこと。

また、その診断結果に係るフィードバックや助言・提案（以下「アドバイザリ」という。）を行い対象企業等の自己変革の機運を醸成すること。

なお、自己診断に関しては、下記 I P A の W e b サイト又はこれに準じた独自の指標を活用するものとする。

【参考】 <https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>

<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top>

イ 対象：県内製造業企業等。ただし、発注者及び受注者が協議して選定するものとする。(最大 12 社・団体)

ロ アドバイザリの期間及び回数：令和 7 年 1 月 31 日までの間に 12 回以上。ただし、対象とする企業 1 社・団体につき最大 2 回までとする。なお、アドバイザーはオンラインでも可とする。

(3) D X 推進計画の策定支援

(2) のアドバイザーを通じて、D X 推進計画策定を支援すること。

イ 対象：(2)イの対象のうち、特に D X 推進の具現化が期待できるとして発注者及び受注者が協議し選定した県内製造業企業等 (最大 4 社・団体)

ロ 期間・回数：令和 7 年 1 月 31 日までの間に、1 社・団体あたり 10 回程度。なお、支援はオンラインでも可とするが、少なくとも 2 回は対面での支援を行うこと。

ハ D X 推進計画に記載する内容

- ① D X 実現により目指す姿
- ② D X 実現の目的及び目標
- ③ D X 実現に向けた推進体制
- ④ 実施内容のスケジュール
- ⑤ D X 推進計画実施に係る経費
- ⑥ その他 D X 実現に向けて必要となる内容

(4) 報告会の開催

報告会を開催し、事業の成果等を広く周知すること。

- ・開催回数 1 回
- ・参加規模 20 社程度

※開催時期及び開催場所については、別途協議すること。

(5) その他

(1) から (4) のほか、発注者と協議の上、事業の円滑な推進に必要な業務を実施すること。また、事業の実施にあたっては、山形県内で活動する I T コーディネータと連携することが望ましい。

5 委託費の取り扱い

(1) 委託費について

委託費は、契約書及び仕様書に定められた用途以外には使用できない。

(2) 対象経費

本業務において対象とする経費については、次のとおりとする。

イ 人件費 (企画提案書の実施体制に記載する者の人件費)

ロ 委託事業の実施に必要な機械・機器 (O A 機器、車等) のレンタル・リース料 (リース契約終了後、貸し手にリース物件を返還するなど、所有権の移転が生じないリース契約に限る)

ハ 会議費

- ニ 謝金
- ホ 印刷製本費
- ヘ 通信運搬費
- ト 旅費
- チ 消耗品費
- リ 外注費
- ヌ 保守費
- ル その他事業実施に必要と認められる経費として発注者が認めるもの
- ヲ 一般管理費（上記イ〜ルまでの経費総額の10%以内）

※対象とならない経費

- ・ 機械・機器等の購入経費
- ・ 土地・建物を取得するための経費
- ・ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・ 本事業に関する経費と従来 of 事業に関する経費との区別が明確でないもの
- ・ その他、事業との関連が認められない経費

6 委託料の支払い

委託料については、受注者から提出される業務完了報告書及び経費報告書等の審査による金額の確定後、受注者の請求により支払うものとする。

7 実績報告書等

受注者は、業務終了の日から起算して10日以内又は令和7年2月14日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

また、令和6年10月15日までの業務の進捗状況を同月末日までに発注者に報告すること。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者の組織に所属する職員等が同行することがある。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載する条件を満たしたうえで、より効果的な方法を工夫すること。なお、採択された企画提案書の内容は、発注者との調整のうえ、契約までに必要な変更を行うことがある。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た企業情報等について守秘義務を順守すること。
- (4) 本業務は国の交付金を活用した事業であり会計検査院による実地検査の対象となることから、事業の関係書類は、事業終了後5年間は保存すること。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。